

業者登録受付のご案内

平成23・24年度に下野市が行う競争入札（見積）に参加しようとする方は、次の事項を確認のうえ、必要書類を提出してください。

入札参加資格申請

- ◆**受付業種** ①建設工事（建設業法第2条第1項に該当する工事28業種及び下水道推進工法・下水道管更正工事）
②業務委託（測量・建設コンサルタント）
③業務委託（役務） ※測量及び建設コンサルタント等以外の委託業務の入札等に参加を希望する方は、「役務」で申請してください。
【例】環境調査業務・基本計画等策定業務・草刈等業務
- ④物品
- ◆**申請方法** 郵送（郵便書留：消印有効）、市内業者は持参可（国分寺公民館 1階 小会議室）
- ◆**申請期間**（土曜・日曜・祝日を除く）
建設工事、業務委託（コンサルタント） 平成23年1月17日（月）から1月28日（金）まで
業務委託（役務）、物品 平成23年1月31日（月）から2月10日（木）まで
- ◆**資格要件** 資格要件・提出書類については、「入札参加資格審査申請書 記載要領」のとおり
- ◆**提出書類** 申請書様式は、下野市独自様式（指定様式以外不可）
※記載要領及び様式については、市ホームページよりダウンロードすることができます。
また管財課窓口においても配付しています。

入札参加資格とは、

下野市が実施する競争入札に参加する際に必要となる資格で、あらかじめ入札参加資格審査をうけ、入札参加資格者名簿に登録されていなければなりません。随意契約による場合も競争入札の例に準じて取扱うことができ、その場合、入札参加資格者名簿に登録されていることが条件とされる場合があります。

小規模契約希望者登録制度

小規模契約の範囲は、原則として、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる次のものとなります。

- ① 建設工事・修繕工事において、1件の契約金額が130万円以下のもの
- ② 業務委託等の請負及び役務の提供等の契約で、1件の契約金額が50万円以下のもの
- ③ 建設資材及び物品等の納入で、1件の契約金額が80万円以下のもの

◆登録できる方

下野市に主たる事業所（本社・支店）及び住所（住所登録）を有する方とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ていない方
- (3) 下野市入札参加資格者名簿に登録されている方
- (4) 希望する業種に必要な資格、免許等を有しない方
- (5) 市税を納めていない方

◆登録できる業種

 市ホームページ（管財課）をご覧ください。管財課（☎40-5553）までお問い合わせください。

◆申請方法

 下野市役所 総務部 管財課（国分寺公民館 1階 小会議室）まで直接持参してください。

◆申請期間

（土曜・日曜・祝日を除く）平成23年1月17日（月）から2月10日（木）まで

◆提出書類

 ・下野市小規模契約希望者登録申請書

- ・希望する業種を履行するために資格・免許等が必要な場合は、それらを証明する書類の写し
- ・市税納税証明書（全税目の納期限到来分までの納税証明書）

小規模契約希望者登録制度とは、

市内業者の受注機会の拡大及び申請書作成事務の軽減を目的に、入札参加資格審査申請書とは別の簡単な申請書（付属書類を含む）を提出いただくことにより、小額（小規模）な範囲内において、「建設工事や修繕工事」・「建設資材及び物品等の納入」・「役務の提供等」に登録された事業者の方と契約する制度です。

※入札に参加する場合には、入札参加資格審査申請書の提出が必要になります。

【共通事項】

◆提出先

 下野市役所 総務部 管財課

◆持参の場合の受付時間

（市内業者）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

◆有効期限

 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）

問い合わせ先 総務部 管財課 ☎40-5553

登録申請後、名簿に登録された事業者を業者選定の対象としますが、指名や契約を約束するものではありません。